

高浜町公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 福井県高浜町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

※2019年度末時点

供用開始年度 (供用開始後年数)	供用開始年度:1999年(平成11年) 供用開始後年数:20年	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適
処理区域内人口密度	19.0人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区(高浜処理区)		
処 理 場 数	処理場数:1処理場(高浜町せゝらぎランド) 計画処理能力:7,600m ³ /日(日最大汚水量)、既設処理能力:5,700m ³ /日(日最大) ポンプ場:高浜町せゝらぎランド和田ポンプ場 ポンプ場:高浜町せゝらぎランド高浜ポンプ場 マンホールポンプ場数:74箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化・共同化:— 最適化:2014年(平成26年)5月及び2018年(平成30年)5月に一部の農業集落排水地域を統合		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>使用水量別下水道料金とメーター使用料で構成され、下水道水量は水道使用水量の90%を使用水量としている。</p> <p style="text-align: center;">【公共下水道事業の料金表(1か月当たり、税抜)】</p> <table border="1" data-bbox="663 320 1211 519"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過使用料金(1m³につき)</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>使用水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般</td> <td rowspan="5">10m³まで</td> <td rowspan="5">900円</td> <td>10 m³を超え30 m³まで</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>30 m³を超え50 m³まで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>50 m³を超え100 m³まで</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>100 m³を超え300 m³まで</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>300 m³を超える場合</td> <td>160円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【メーター使用料(1か月当たり、税抜)】</p> <table border="1" data-bbox="643 575 1243 636"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>13mm</th> <th>20mm</th> <th>25mm</th> <th>30mm</th> <th>40mm</th> <th>50mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金</td> <td>70円</td> <td>150円</td> <td>200円</td> <td>300円</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>				種類	基本料金		超過使用料金(1m ³ につき)		基本水量	基本料金	使用水量	料金	一般	10m ³ まで	900円	10 m ³ を超え30 m ³ まで	90円	30 m ³ を超え50 m ³ まで	100円	50 m ³ を超え100 m ³ まで	120円	100 m ³ を超え300 m ³ まで	140円	300 m ³ を超える場合	160円	口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	料金	70円	150円	200円	300円	500円	1,000円
種類	基本料金		超過使用料金(1m ³ につき)																																					
	基本水量	基本料金	使用水量	料金																																				
一般	10m ³ まで	900円	10 m ³ を超え30 m ³ まで	90円																																				
			30 m ³ を超え50 m ³ まで	100円																																				
			50 m ³ を超え100 m ³ まで	120円																																				
			100 m ³ を超え300 m ³ まで	140円																																				
			300 m ³ を超える場合	160円																																				
口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm																																		
料金	70円	150円	200円	300円	500円	1,000円																																		
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一律の下水道使用料体系を採用</p>																																							
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一律の下水道使用料体系を採用</p>																																							
<p>条例上の使用料*2 (20 m³あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<p>平成29年度 1,980 円</p>	<p>実質的な使用料*3 (20 m³あたり)</p>	<p>平成29年度 2,378 円</p>																																					
	<p>平成30年度 1,980 円</p>		<p>平成30年度 2,438 円</p>																																					
	<p>令和元年度 1,980 円</p>		<p>令和元年度 2,436 円</p>																																					

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

<p>職員数</p>	<p>上下水道課は、現在10名(うち会計年度任用職員1名)在籍しており、次の業務区分に対応する体制となっている(令和3年3月現在)。 【業務区分と組織体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課内総括: 課長 ・会計関連: 3名 ・料金関連: 1名 ・施設関連/水道: 課長補佐1名、外2名(うち、会計年度任用職員1名) ・施設関連/下水道: 課長補佐1名、外1名 ・合計: 10名 <p>注) 役職は、課長・課長補佐までとした。</p>
<p>事業運営組織</p>	<div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[上下水道課 課内総括] --- B[会計関連] A --- C[料金関連] A --- D[施設関連 / 水道] A --- E[施設関連 / 下水道] </pre> </div>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<p>維持管理業務の多くを民間企業に委託している。更に令和3年度より、事務部門の包括的民間委託の実施を予定している。</p> <p style="text-align: center;">【委託業務内容】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">公共下水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">経理関連</td> <td>(本庁システム)</td> </tr> <tr> <td>【消費税確定申告対応】 (検討中)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">施設関連</td> <td>【管路台帳】</td> </tr> <tr> <td>【日常維持管理全般】 【設備点検】 【MP点検・清掃】 【技術指導・監理】</td> </tr> <tr> <td>【水質検査】</td> </tr> <tr> <td>【遠方監視運用保守】</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	公共下水道	経理関連	(本庁システム)	【消費税確定申告対応】 (検討中)	施設関連	【管路台帳】	【日常維持管理全般】 【設備点検】 【MP点検・清掃】 【技術指導・監理】	【水質検査】	【遠方監視運用保守】	
	区分	公共下水道											
	経理関連	(本庁システム)											
【消費税確定申告対応】 (検討中)													
施設関連	【管路台帳】												
	【日常維持管理全般】 【設備点検】 【MP点検・清掃】 【技術指導・監理】												
	【水質検査】												
	【遠方監視運用保守】												
イ 指定管理者制度	<p>指定管理者制度は導入に至っていない。公共下水道事業における適用として、処理場等の運転等の事実行為については可能であるものの、使用料等の強制徴収や処理区域内の下水道の利用義務付け等の事務については認められていないため今後、指定管理者制度の適用範囲を考慮し、民間委託と併せて導入を検討していく必要がある。</p>												
ウ PPP・PFI	<p>PPP/PFI事業は実施していない。一方でPPP/PFIの推進に向け2018年度(平成30年度)から改正PFI法が施行されるなど国による支援機能は一層強化されていることから、本町においても多様なPPP/PFI事業の導入の活用方法を検討していくことが望ましい。</p>												
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	<p>公共下水道事業は、高浜町せらぎランドで汚水の最終処理を実施している。下水熱・下水汚泥といったエネルギー利用は実施していない。</p>											
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	<p>公共下水道事業の施設は、いずれも稼働中であることから、未利用土地、施設の活用等は実施していない。</p>											

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>公共下水道事業における、2018年度(平成30年度)経営比較分析表を別添2-3に示し、課題を以下に整理する。</p> <p>■企業債残高対事業規模比率(下水道使用料収入に対する企業債残高の割合:企業債残高の規模を示した指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業債残高対事業規模比率は、直近5か年では2015年度(平成27年度)をピークに減少傾向にあるものの、類似団体と比較して3.3倍程度(平成30年度)となっており、住民への負担が相対的に大きい状況が続いている。要因としては、投資が集中して行われたことが挙げられる。 償還期間は長期にわたるため、今後も同様の傾向が続く見込みである。 策定済みであるストックマネジメント計画(処理場・ポンプ場)を勘案し、計画的な投資を行うことで、経営に対する過度な圧迫が生じないように配慮する必要がある。 <p>■汚水処理原価(有収水量1 m³当たりの汚水処理に要した費用:汚水資本費及び汚水維持費の両方を含めた汚水処理に係るコストを示した指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚水処理原価は類似団体と比較して2017年度(平成29年度)以降は同程度の水準にあるが、全国平均と比較すると高い傾向にある。要因としては、過去の集中投資費用の償還及び処理場における高度処理運転に必要な動力・薬品費等の影響が大きいと考えられる。 集落排水施設の一部統合により稼働率は高まっているため、薬品費や運転コストなど、ランニングコストの縮減に努める必要がある。 <p>■経費回収率(使用料で回収すべき費用をどの程度使用料で賄えているかを示した指標:100%を下回っている場合、使用料で汚水処理費(公費負担分を除く)を賄えていない)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費回収率は100%未満であり、類似団体と比較しても低い水準である。その要因として、使用料単価が類似団体と比較して低いことが挙げられる。 今後は、持続可能な事業経営を実現するため、汚水処理費の低減と併せて計画的な料金改定について検討する必要がある。
--

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

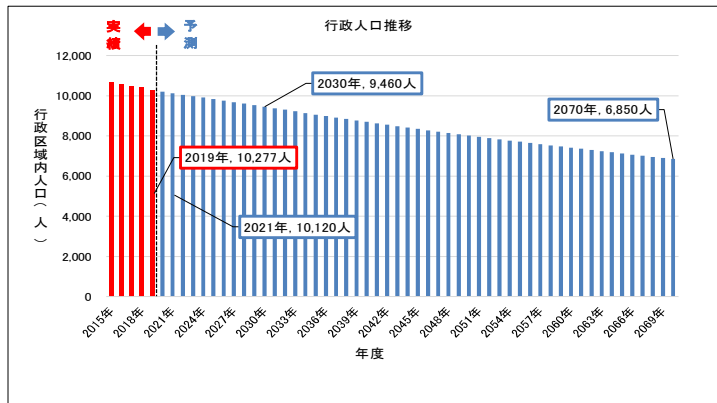
■行政人口の見通し

- ・上位計画である「高浜町人口ビジョン・総合戦略(以下「人口ビジョン」と呼ぶ)」(2017年(平成29年)1月改訂)の推計結果を基準に、2015年度(平成27年度)から2019年度(令和元年度)の推計値と実績値の平均差分である162人を加えた人口を人口ビジョンの推計値とする。
- ・なお、人口ビジョン按分人口は、人口ビジョンの推計値2015年度(平成27年度)と2020年度(令和2年度)の人口差分を5か年で按分し算出する。
- ・人口ビジョンにおける人口の将来展望では、「出生率の増加」、「移住・定住の促進」及び「転出の抑制」に取り組み、2005年度(平成17年度)から2010年度(平成22年度)の実績ベースよりも人口減少を抑える目標を設定する。
- ・人口は減少傾向にあり、今後50年間で約32%減少する見込みである。

【人口ビジョン推計値と実績値の平均差分】

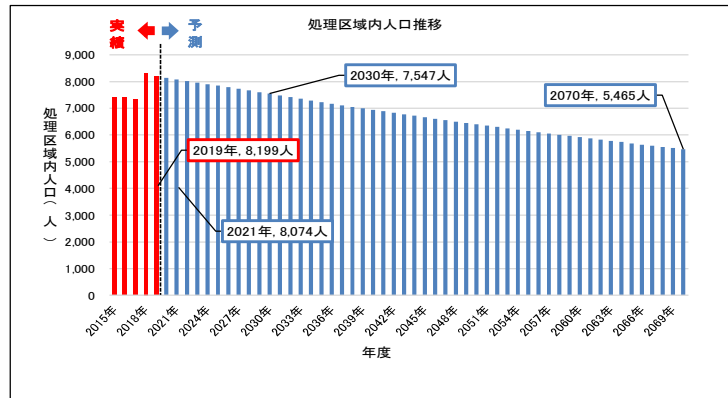
項目	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人口ビジョン(人)	10,524	-	-	-	-	10,029
人口ビジョン按分人口(人)	10,524	10,425	10,326	10,227	10,128	10,029
実績値(人)	10,692	10,570	10,471	10,429	10,277	-

項目	H27	H28	H29	H30	R1	平均
推計値と実績値の差分(人)	168	145	145	202	149	162



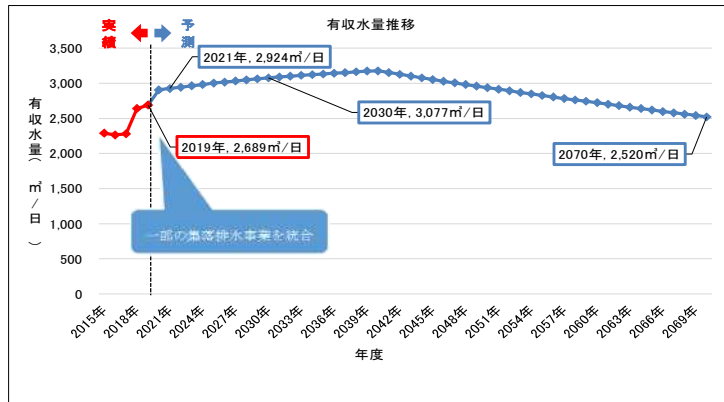
■処理区域内人口の見通し

- ・集落排水処理事業及び浄化槽事業が含まれているため、行政人口よりこれらの処理区域外人口を除外して算出する。
 - ・2021年度末(令和3年度末)時点で処理区域内人口は8,074人となっており、その後も行政人口推移に連動して減少する見込みである。
 - ・なお、2018年度(平成30年度)に一部の農業集落排水事業が統合されたことにより、処理区域内人口が増加している。
- ※2014年度(平成26年度)に子生地区(農業集落排水事業)を統合



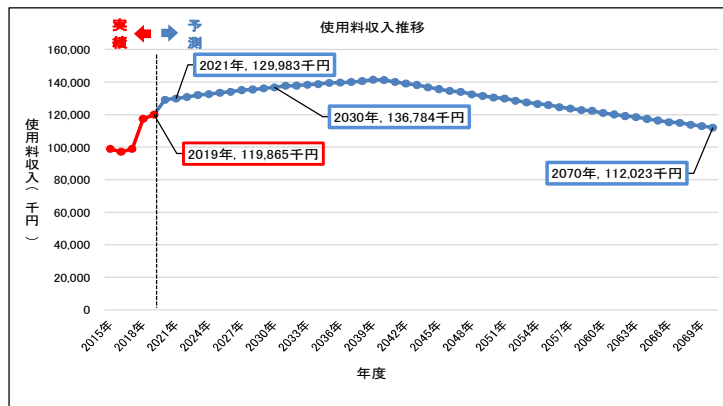
(2) 有収水量の予測

2018年度(平成30年度)に一部の農業集落排水事業を統合したため大きく上昇している。その後は面整備に伴い、処理区域内人口は減少するものの有収水量は2040年度(令和22年度)まで増加傾向となる。以降は人口の減少に伴い有収水量も減少する見込みである。有収水量の予測値は、人口ビジョンを勘案して算出する。
 ※2014年度(平成26年度)に子生地区(農業集落排水事業)を統合
 注)うるう年を考慮し算出



(3) 使用料収入の見通し

面整備により2039年度(令和21年度)まで増加する。その後、人口の減少に伴う有収水量の減少に比例して使用料収入も減少し、計画最終年度である2070年度(令和52年度)には2039年度(令和21年度)と比較して約21%減少する見込みである。なお、使用料収入の予測値は、有収水量に2019年度(令和元年度)の使用料単価(121.8円/m³)を乗じて推計し、料金改定はないものとした。



(4) 施設の見通し

- 管渠の整備状況
管渠の整備は1993年(平成5年)から実施されており、普及率は2019年度(令和元年度)時点で79.8%であり、今後も継続して面整備を実施する予定である。
- 施設の見通し
施設は1999年(平成11年)から供用を開始しており、2020年度(令和2年度)時点で最大21年が経過している。施設においては一部の設備で標準耐用年数を超過しているものの、長寿命化対策を実施する等、適切な維持管理により機能を維持している。
- 施設更新の見通し
管渠及び処理場・ポンプ場施設について、2019年度(令和元年度)に下水道ストックマネジメント計画を策定し、リスク評価に基づく長期的な改築事業シナリオの検討を実施した。検討結果における推奨シナリオとして、管渠に係る改築事業費を0.15億円/年、処理場・ポンプ場に係る改築事業費を1.94億円/年、年間総額2.09億円の更新費用が必要と見込んでいる。

【推奨シナリオ(管渠)】

項目	改築事業費 (百万円)		対象施設
	50年あたり	1年あたり	
標準耐用年数で全管路施設を改築するシナリオ(シナリオ1)	9,000	180	全管路施設 (管きよ、マンホール、マンホールふた、取付管、ます)
推奨シナリオ	750	15	
コスト削減額 (シナリオ1 - 推奨シナリオ)	8,250	165	

(5) 組織の見直し

上下水道課は、現在10名(うち会計年度任用職員1名)在籍しており、次の業務区分に対応する体制となっている(令和3年3月現在)。

【業務区分と組織体制】

- ・課内総括:課長
- ・会計関連:3名
- ・料金関連:1名
- ・施設関連/水道:課長補佐1名、外2名(うち、会計年度任用職員1名)
- ・施設関連/下水道:課長補佐1名、外1名
- ・合計:10名

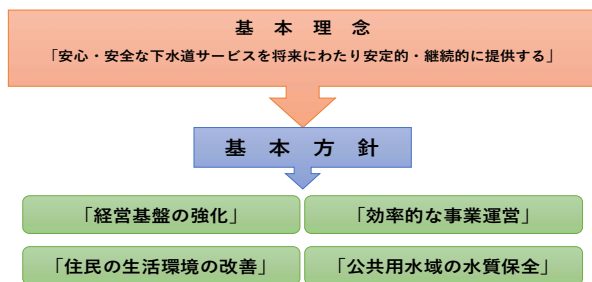
注)役職は、課長・課長補佐までとした。

施設関連は技術職員が2名であり、公共下水道事業に加えて集落排水処理事業も管理している。今後は、ストックマネジメント計画に基づく施設の更新、点検・維持管理計画に基づく保守、及び修繕件数の増加により、作業量の増加が懸念されることから、民間委託の活用や業務の見える化等により効率化を推進し、適切な維持管理の実現に向けた組織体制の見直しに努める。

3. 経営の基本方針

高浜処理区内の家庭污水、工場排水、地下水に加えて、海水浴客を中心とした観光汚水量の適切な処理機能を担っており、公共用水域の水質保全是観光資源の保全にも寄与しているところである。

基本理念は「安心・安全な下水道サービスを将来にわたり安定的・継続的に提供する」とし、その実現に向けて「経営基盤の強化」、「効率的な事業運営」、「住民の生活環境の改善」及び「公共用水域の水質保全」の4つを基本方針と定め健全な事業運営に努める。



前段で抽出した課題の解決を図り、将来にわたって持続可能な公共下水道事業を構築するため、以下の目標掲げる。

- ・経営改善の積極的な推進
- ・効率的な整備計画の策定
- ・計画的な施設の更新・整備
- ・公共用水域の水質保全
- ・町民ニーズの把握と対応
- ・民間活力の積極的な導入

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	下水道事業が将来にわたり安定した事業運営を行うため管渠及び施設の適切で計画的な更新・維持管理が必要である。本計画ではストックマネジメント計画を踏襲し将来の投資を見通すことで経営基盤の強化を図る。
-----	---

公共下水道事業の管渠整備は1993年(平成5年)より実施されており、最も古い管渠は2020年度(令和2年度)時点で26年が経過している。管渠の標準耐用年数は50年であることから、現時点で標準耐用年数を迎える管渠は存在していないが、将来を見通し、2019年度(令和元年度)に下水道ストックマネジメント計画を策定している。同計画を考慮し、推奨シナリオとされる管渠の改築事業費0.15億円/年、処理場・ポンプ場施設の改築事業費1.94億円/年の計2.09億円/年を更新費用として見込む。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間内において、歳入(収益的収入+資本的収入)と歳出(収益的支出+資本的支出)が均衡を保つ計画とする。 収支ギャップ解消に向けて計画期間内に料金改定を検討する。 住民に過度の負担を強いることのない計画とする。
-----	--

今後の公共下水道事業においては、水需要の減少に伴う使用料収入の減少や更新費用の増加等により、経営を取り巻く環境は厳しさを増し、財政への悪影響が懸念される。
短期及び中長期の視点で健全な経営を継続していくためには、適切な投資・財政計画を行っていく必要があり、財政シミュレーションにより収益的収支及び資本的収支について将来を見通し、財政的な健全性を確保できるか検討する。

■基本条件

財政シミュレーションは、検討期間中(2021年度(令和3年度)から2030年度(令和12年度))において財源の目標を達成するため、必要に応じて一般会計からの繰入を検討する。

■財源について

他会計繰入金の内、基準内繰入金は2019年度(令和元年度)決算統計値を基に算出した割合を一定とし、「高度処理に要する経費」と「分流式下水道に要する経費」を合わせた額を見込む。

【2019年度(令和元年度)決算統計繰入金割合】

◆高度処理に要する経費	
営業費用その他	177,935
処理場費	100,527
処理場費割合(処理場費÷営業費用その他)	56.5%
高度処理費	7,370
高度処理費割合(高度処理費÷処理場費)	7.3%
繰入額	7,370
◆分流式下水道等に要する経費	
資本費	452,102
繰入額	459,902
繰入割合	101.7%

他会計繰入金の内、基準外繰入金は資金の不足分にに応じて計上額を決める。

使用料は、有収水量に使用料単価を乗じて算定する。なお、使用料単価の基準は2019年度(令和元年度)決算実績の121.8円/㎡とした。

地方債は、過年度(2015年度(平成27年度)から2019年度(令和元年度))建設改良費に対する起債比率の平均値を建設改良費に乘じて計上する。

【過年度起債比率の平均値】

項 目	H27	H28	H29	H30	R1	
建設改良費(千円)	764,724	363,171	228,543	301,028	80,965	
地方債(千円)	384,600	109,200	107,500	105,600	10,800	平均
起債比率	50.3%	30.1%	47.0%	35.1%	13.3%	35.2%

地方債の償還方法は、元利均等償還(半年賦)、償還年数30年(据置5年)とし、年利率は近年の貸付金利実績より0.67%(2015年度(平成27年度)から2019年度(令和元年度)平均値)とする。

【貸付金利設定値】

年度	項目	貸付金利(%)	
		財務省 財政融資資金	地方公共団体 金融機構資金
H27		1.10%	1.15%
H28		0.30%	0.40%
H29		0.60%	0.70%
H30		0.50%	0.60%
R1		0.40%	0.50%
	H27～R1平均	0.58%	0.67%

※固定金利、基準利率、半年賦元利均等

※各年度4月時点

他会計補助金は、資金の不足分にに応じて計上額を決める。

国庫(都道府県)補助金は、過年度(2015年度(平成27年度)から2019年度(令和元年度))建設改良費に対する補助比率の平均値を建設改良費に乘じて計上する。

【過年度補助金比率の平均値】

項 目	H27	H28	H29	H30	R1	
建設改良費(千円)	764,724	363,171	228,543	301,028	80,965	
国庫補助金(千円)	377,500	153,550	113,300	124,510	32,000	平均
補助比率	49.4%	42.3%	49.6%	41.4%	39.5%	44.4%

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■収益的収支

- ・受託工事収益は、過年度(2015年度(平成27年度)から2019年度(令和元年度))実績で計上しておらず、今後も予定はないため計上しない。
- ・営業収益その他は、過年度(2015年度(平成27年度)から2019年度(令和元年度))実績の平均値とする。
- ・営業外収益その他は、過年度(2015年度(平成27年度)から2019年度(令和元年度))実績の平均値とする。
- ・職員給与費、はR3年度予算から「退手負担金」を除いた額を一定とする。
- ・営業費用その他は、主に維持管理費であることから水量(予測値)により変動するものとする。
- ・支払利息は、地方債償還予定に基づき計上する。
- ・支払利息(新規分)は、地方債(新規分)に基づき算出する。
- ・営業外費用その他は、過年度(2017年度(平成29年度)及び2019年度(令和元年度))実績で計上しておらず、今後も予定はないため計上しない。

(単位：千円)

区 分		年 度					設定条件
		2015年度 H27年度	2016年度 H28年度	2017年度 H29年度	2018年度 H30年度	2019年度 R1年度	
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	338,157	507,924	503,276	566,136	583,561	
	(1) 営 業 収 益 (B)	99,076	97,200	99,000	117,829	120,037	
	ア 料 金 収 入	98,902	97,108	98,886	117,355	119,865	有収水量×使用料単価
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	
	ウ そ の 他	174	92	114	474	172	実績5年間平均
	(2) 営 業 外 収 益	239,081	410,724	404,276	448,307	463,524	
	ア 他 会 計 繰 入 金	215,233	396,794	400,952	440,224	459,902	基準内繰入金：R1決算統計値より算出 基準外繰入金：資金の不足分に応じて計上
	イ そ の 他	23,848	13,930	3,324	8,083	3,622	実績5年間平均
	2 総 費 用 (D)	275,359	248,690	269,951	287,899	283,072	
	(1) 営 業 費 用	175,027	156,169	183,920	208,009	202,507	
ア 職 員 給 与 費	23,964	24,254	24,089	24,420	24,572	R3年度予算から「退手負担金」を除いた額を一定とする	
ウ ち 退 職 手 当							
イ そ の 他	151,063	131,915	159,831	183,589	177,935	水量により変動	
(2) 営 業 外 費 用	100,332	92,521	86,031	79,890	80,565		
ア 支 払 利 息	96,721	91,894	86,031	79,890	80,565	償還予定額	
支 払 利 息 (新 規 分)							
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0		
イ そ の 他	3,611	627	0	0	0	計上せず	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	62,798	259,234	233,325	278,237	300,489		

■資本的収支

- ・地方債償還金は、償還予定に基づき計上する。
- ・地方債償還金(新規分)は、地方債(新規分)に基づき算出する。
- ・資本的支出その他は、過年度(2015年度(平成27年度)から2019年度(令和元年度))実績で計上しておらず、今後も予定はないため計上しない。

(単位：千円)

区 分		年 度					設定条件
		2015年度 H27年度	2016年度 H28年度	2017年度 H29年度	2018年度 H30年度	2019年度 R1年度	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	991,616	400,893	301,118	341,441	152,013	
	(1) 地 方 債	384,600	109,200	107,500	105,600	10,800	実績5年間起債比率平均×建設改良費
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債						
	(2) 他 会 計 補 助 金	229,516	138,143	80,318	111,331	105,418	資金の不足分に応じて計上
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	377,500	153,550	113,300	124,510	32,000	実績5年間補助比率平均×建設改良費
	(6) 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	
	(7) そ の 他	0	0	0	0	3,795	計上せず
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,055,223	660,127	534,442	619,679	452,502	
(1) 建 設 改 良 費	764,724	363,171	228,543	301,028	80,965	投資計画値	
ウ ち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0		
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	290,499	296,956	305,899	318,651	371,537	償還予定額	
地 方 債 償 還 金 (新 規 分)						償還計算値	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0		
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0		
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	計上せず	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	▲ 63,607	▲ 259,234	▲ 233,324	▲ 278,238	▲ 300,489		

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	2014年(平成26年)5月及び2018年(平成30年)5月に、一部の農業集落排水地域を公共下水道に統合するなど、汚水処理の最適化に取り組んでいるところである。将来的には近隣自治体との連携など、より効率的な事業運営の可能性について検討する。
投資の平準化に関する事項	2019年度(令和元年度)に策定されたストックマネジメント計画との整合を図り、計画的に施設の長寿命化、更新を実施することで、費用の圧縮と平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現時点では、投資に係る民間活力の活用は見込めていない。今後、DBやPFIなど、官民連携導入の可能性について検討する。
その他の取組	ストックマネジメント計画、耐震化対策の実施に伴い、投資金額が一時的に増加する見込みであり、安定した財源の確保が必要となる。普及促進と併せて維持管理費の削減等の経営努力を継続するとともに、一般会計繰入金金の確保に努める。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料単価は122円/m ³ と福井県内平均153円/m ³ と比較しても安価であり、一般会計繰入金により不足を補填している。使用料収入、一般会計繰入金、地方債といった財源のバランスを勘案し、計画期間内の料金改定を検討する。
資産活用による収入増加の取組について	資産活用による収入増加は見込めていない。今後、収入増加の可能性について検討する。
その他の取組	収納率の向上を図ることで、更なる自己財源の確保に努める。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	近年、熟練職員の退職や新規採用職員の減少に伴う人員不足に対応するため、職員業務の民間委託が実施されている。 従前から上下水道事業の運営に対して、職員が担当する業務の民間委託が行われてきているが、個別業務民間委託でなく包括的に複数業務を委託する事例が増大している。 包括的な民間委託においては、民間業者が効率的な作業を行えるとともに、職員の委託業者への指導・監督に関する労力の軽減が期待される。このためR3年度より、事務部門の包括的民間委託の実施を予定している。
職員給与費に関する事項	民間活力の活用を図る上で、職員の技術継承が困難となることが懸念される。職員が民間事業者の管理を適切に実施できるよう、職員の技術継承(育成)に必要な職員給与費は確保する。
動力費に関する事項	機器更新の際に省エネタイプを選択する等により、動力費の削減を図る。
薬品費に関する事項	複数業者から見積もりを徴集し、費用節減に取り組む。また、仕入れ方法の見直し、委託内容(方法)の見直し等により、更なる費用削減を目指す。
修繕費に関する事項	今後は処理場、ポンプ場施設の更新及び修繕費用等が増大することが予想されることから、計画的かつ効率的な修繕計画の立案に努め経費削減を目指す。
委託費に関する事項	今後も民間ノウハウの活用について、効率化及びコスト削減等その効果を検討し、継続して推進する。
その他の取組	処理場の維持管理については、集落排水処理施設に加えて、上水道及び簡易水道施設の維持管理業務を同一業者に委託するなど、これまで経費削減を図っている。今後は維持管理項目や内容の精査を図るとともに、管渠も一体とした維持管理の包括的民間委託を検討するなど、維持管理費全体の費用削減を図る。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	今後、本計画の実施状況を適宜評価・検証しながら計画期間の見直しを実施するとともに、本計画と実績の乖離が著しい場合や本計画の前提となる経営及び財政等の条件が大幅に変更された場合は見直しを行う。また、本計画で把握できていない詳細項目については、今後情報の蓄積に努め、より精度の高いものとする。 見直しに当たっては、PDCAサイクル(計画策定(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action))を活用し適宜事業全体の方針について検討する。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 2020 (令和2) (決算見込)	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度	2030 (令和12) 年度
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)													
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	(P)													
(N)-(O)	(Q)													
赤字比率	($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	93	89	90	88	88	88	88	87	86	85	82	81	78
地方財政法施行令第16条第1項により算定した不足額	(R)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	117,829	120,037	104,070	130,188	131,032	132,282	132,766	133,655	134,278	135,314	135,700	136,322	136,989
地方財政法による不足額の比率	($\frac{(R)}{(S)} \times 100$)													
健全化法施行令第16条により算定した不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した規模の	(V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	($\frac{(T)}{(V)} \times 100$)													
他会計借入金残高	(W)													
他会計借入金残高	(X)	4,259,504	3,898,767	3,620,640	3,335,138	3,042,084	2,750,420	2,473,706	2,214,940	1,993,398	1,811,371	1,690,347	1,610,115	1,568,374

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 2020 (令和2) (決算見込)	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度	2030 (令和12) 年度
収益的収支		440,224	459,902	524,061	433,180	433,719	425,091	402,907	378,227	335,814	293,857	230,832	189,580	151,594
うち基準内繰入金		440,224	459,902	524,061	433,180	433,719	425,091	402,907	378,227	335,814	293,857	230,832	189,580	151,594
うち基準外繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支		111,331	105,418	122,928	106,146	104,349	105,036	105,622	106,425	107,414	108,574	109,810	110,779	111,712
うち基準内繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金		111,331	105,418	122,928	106,146	104,349	105,036	105,622	106,425	107,414	108,574	109,810	110,779	111,712
合計		551,555	565,320	646,989	539,326	538,067	530,127	508,529	484,652	443,227	402,431	340,643	300,360	263,306